

○印西市市民活動推進条例施行規則（条文を抜粋）

平成16年 6 月18日規則第28号

改正

平成17年 3 月31日規則第14号

平成19年 2 月16日規則第 4 号

平成24年 6 月29日規則第34号

印西市市民活動推進条例施行規則

（委員会）

第 6 条 条例第11条に規定する印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第14号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月16日規則第 4 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月29日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

○印西市市民活動推進委員会運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、印西市市民活動推進条例（平成16年6月18日条例第14号）第12条第3項の規定に基づき、印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」）の運営に関し、必要事項を規定する。

(委員会の会議)

第2条 印西市市民活動推進条例施行規則（平成16年6月18日規則第28号）第7条の補足事項として、議事に際し委員長は委員として最初の議決に加わるものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または必要な資料を求めることができる。

3 会議の議事に直接利害関係を有する委員は、その議事に出席できない。

(審査会)

第3条 委員長は、企画提案型協働事業として提案された事業を審査するため、審査会を開催する。

2 審査会の議事においては、前条第1項、同第2項、同第3項を準用する。

(会議録の作成)

第4条 会議録は、会議要旨を委員会の庶務を行う部署にて作成する。作成した会議録は、全出席委員が原則としてメールにて内容を確認し、修正後に委員長が承認してから公表する。なお、個別意見について発言した委員名は記載しない。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年5月9日から施行する。

この内規は、平成25年5月17日から施行する。